

小規模事業場（労働者数50人未満）の事業者の皆さまへ

# 健康で活力ある職場づくりのために 産業医を活用しましょう

## 小規模事業場産業医活動助成金 が皆さまを応援します！

**産業医**とは、労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことです。労働安全衛生法では、労働者数50人以上の事業場では、産業医の選任が義務となっています。また、

**小規模事業場**（労働者数50人未満の事業場）では、産業医の要件を備えた医師等に労働者の健康管理を行わせることが努力義務となっています。



[【小規模事業場産業医活動助成金のご案内】](#)

## 助成金を活用する際のポイント

**小規模事業場で産業医と契約<sup>①</sup>して産業医活動を実施<sup>②</sup>した場合、費用の助成（最大20万円）<sup>③</sup>が受けられます**

### ポイント① 産業医の要件を備えた医師と契約しましょう

産業医の要件を備えた医師と、産業医活動の実施について契約してください。（平成29年度以降に契約した活動が助成対象になります。）

### ポイント② 実際に産業医活動を実施しましょう

産業医活動の内容は、事業場のニーズに応じて産業医と相談し、契約・依頼します。契約した産業医活動を実際に行いましょう。

### ポイント③ 継続した産業医活動に助成金が支払われます

産業医に職場環境や労働者の実情をよく知ってもらうことで、より適切なアドバイスがもらえます。産業医と協力して、活動を継続しましょう。

助成金の仕組み・手続きをくわしく確認 → [裏面へ](#)

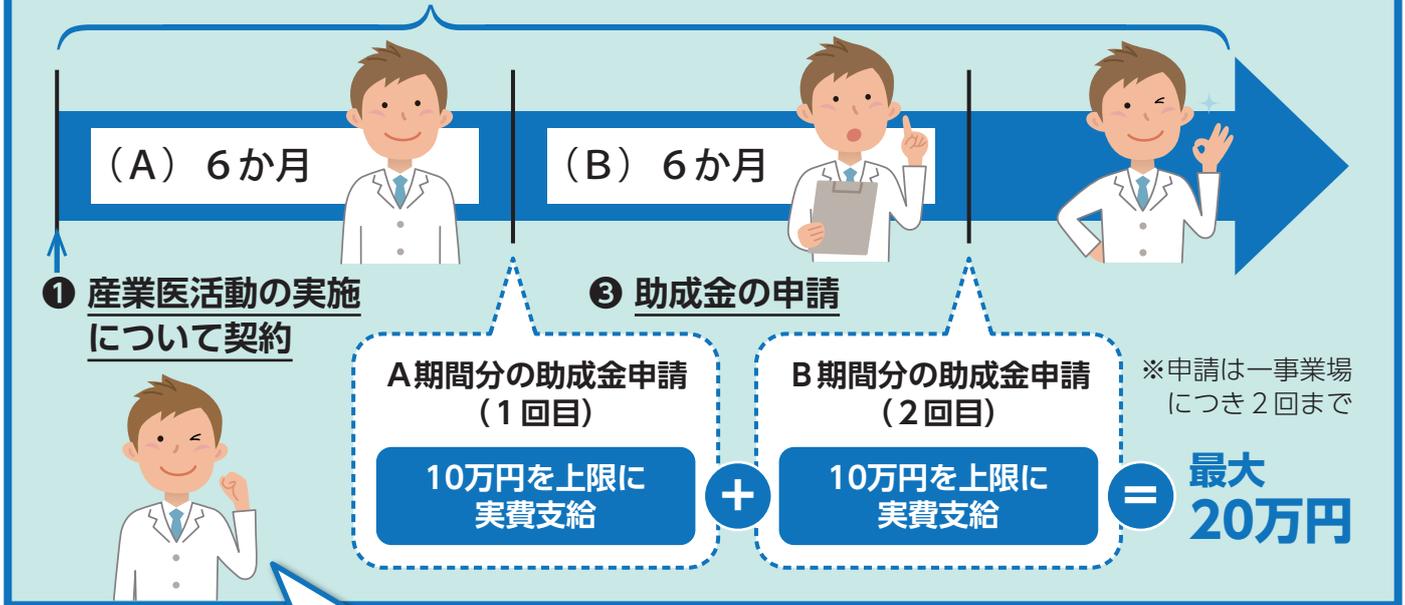


厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構



# 助成金を受け取るまでの手続き

## ② 契約に基づいた産業医活動の実施



産業医は、訪問先の職場環境のニーズに応じて、幅広く労働者の健康管理等に関する活動を行います。



事業場において強化したい分野を選んで、活動を依頼すると良いでしょう。

- 職場の巡視
- 衛生委員会への出席
- 健康診断結果に関する意見
- 長時間労働者の面接指導
- ストレスチェックの実施及び事後措置
- 休職・復職面談
- メンタルヘルス等日常の健康相談
- 健康講話、健康教育

産業医をお探しの際は、都道府県医師会又は郡市区医師会にご相談できます。

連絡先は日本医師会のホームページでご確認ください。 <http://jmaqc.jp/sang/search/index.html>

助成金の詳しい内容は、

産業保健関係助成金

検索

労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。



0570-783046

ナヤミヲシロウ

受付時間  
9時～12時  
13時～18時  
(土日祝日を除く)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。